

## 愛知教育大学研究活動における不正行為への対応に関する実施細則

2007年 6月13日  
細則 第 3 号

### (趣旨)

第1条 この細則は、愛知教育大学研究活動における不正行為への対応に関する規程（2007年6月13日規程第43号。以下「規程」という。）第26条の規定に基づき、その実施に關し必要な事項を定める。

### (告発等及び告発相談の取扱い)

第2条 規程第10条第4項の規定に基づき、告発等及び告発相談の報告を受けた研究活動不正防止対策推進委員会（以下「対策委員会」という。）は、次の各号に掲げる方法により当該事案を取り扱うものとする。

- (1) 告発等及び告発相談の事案が愛知教育大学（以下「本学」という。）で調査を行うべきものに該当しないときは、その理由を付して学長に報告する。
- (2) 匿名による告発等及び告発相談であって調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顔名による告発者として取り扱う。
- (3) 報道や学会等の研究者コミュニティにより不正行為の疑いが指摘された場合は、匿名の告発等があった場合に準じて取り扱う。
- (4) 告発相談については、告発等に準じてその内容を確認及び精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発等の意思があるか否か確認するものとする。これに対して相談者から告発等の意思表示がなされない場合にも、対策委員会の判断で当該事案を告発等に準じて取り扱うことができる。
- (5) 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという告発等及び告発相談については、対策委員会はその内容を確認及び精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うよう、学長に通知する。
- (6) 学長は、前号の通知を受けた場合、被告発者に警告を行う。

### (予備調査)

第3条 規程第12条に規定する予備調査は、不正行為が行われた可能性、研究上の不正行為の場合は告発等で示された科学的合理的理由の論理性、当該研究の公表から告発等までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間など告発等の内容の合理性、調査可能性等について行うものとする。

2 告発等がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発等に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

### (本調査の実施通知及び実施体制)

第4条 学長は、規程第13条第1項の規定による報告を受け、本調査を実施する場合は、告発者及び被告発者に対し、それぞれ研究活動における不正行為についての本格的な調査（以下、「本調査」という。）の実施及び規程第14条の規定に基づく研究活動不正行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）の委員の氏名及び所属を通知するものとする。また、文部科学省及び当該資金を配分した機関（以下、「資金配分機関」という。）と調査方針、調査対象及び方法等について協議しなければならない。

2 告発者及び被告発者は、本調査に関わる調査委員会委員に異議がある場合は、第1項の通知があった日から起算して2週間以内に、学長に対し、書面により異議申立てをすることができる。

- 3 学長は、前項の申立ての内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知するものとする。
- 4 調査委員会は、本調査の実施に関し、告発者、被告発者その他関係者に対し、必要な協力を求めることができる。
- 5 前項の協力を求められた告発者、被告発者その他関係者は、調査に対し誠実に協力をしなければならない。

(本調査の方法等)

第5条 調査委員会における本調査は、指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係資料の監査、関係者のヒアリング及び被告発者への再実験の要請等により実施するものとする。

- 2 前項の調査に際しては、被告発者に対して弁明の機会を与えなければならない。
- 3 被告発者に対し再実験の要請をする場合、又は被告発者から再実験の実施の申出があった場合は、再実験に要する期間及び機会(機器、経費等を含む。)を与えるなければならない。ただし、被告発者からの申出が、当該事案の調査を妨げることを目的としたものであると調査委員会が判断したときは、当該申出を認めないことができる。
- 4 第1項の調査に当たっては、告発等に係る研究における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮するものとする。
- 5 調査委員会は本調査に当たって、告発等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第6条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発等に係る疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(不正行為の認定等)

第7条 調査委員会は、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。この場合、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

- 2 被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は不正行為とみなす。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合を除く。

(調査結果の通知)

第8条 学長は、規程第17条の規定に基づき、文部科学省及び資金配分機関へ当該調査結果等を報告する場合、その内容は、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況及び再発防止策等とする。

- 2 前項の通知には、告発等がなされる前に取り下げられた論文等に係る調査で、不正行為があつたと認定したときは、取り下げなど研究者が自ら行った善後措置や、その措置をとるに至った経緯・事情等をこれに付すものとする。

(不服申立て)

第9条 学長は、規程第18条の規定に基づき、被認定者から不正行為の認定に係る不服申立てがあつたときは、告発者及び対策委員会に通知するとともに、文部科学省及び資金配分機関に報告する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(不服申立ての審査)

第10条 前条の規定による通知を受けた調査委員会は、速やかに再調査の実施の要否を決定し、対策委員会に報告しなければならない。また、対策委員会は、当該報告内容を学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、前項の規定による報告をうけ、当該事案の再調査を行わず、不服申立てを却下する場合には、速やかに告発者及び被認定者に当該決定を通知するとともに、文部科学省及び資金配分機関にも報告する。
- 3 調査委員会は、当該事案の再調査を行う場合には、被認定者に対し、当該調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会はただちに対策委員会に報告する。また、対策委員会は、当該決定を学長に報告し、学長は被認定者に当該決定を通知するとともに、文部科学省及び資金配分機関に報告する。
- 4 調査委員会が再調査を開始した場合は、再調査開始後50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果をただちに対策委員会に報告する。また、対策委員会は、当該決定を学長に報告し、学長は当該結果を被認定者、告発者に通知するとともに、文部科学省及び資金配分機関に報告する。
- 5 告発等が悪意に基づくものと認定された告発者から不服申立てがあった場合、学長は、被告発者及び対策委員会に通知するとともに、文部科学省及び資金配分機関に通知する。また、対策委員会は調査委員会に当該通知内容を通知する。
- 6 前項の不服申立てについては、調査委員会は再調査を行い、30日以内にその結果を対策委員会に報告し、対策委員会は学長に報告するものとする。学長は、この審査の結果を告発者及び被告発者に通知するとともに、文部科学省及び資金配分機関に報告する。

#### (調査結果の公表)

第11条 学長は、規程第20条の規定に基づき、調査結果を公表する場合、その内容には、少なくとも被認定者の氏名及び所属、不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容に加え、調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等を含むものとする。ただし、告発等がなされる前に取り下げられた論文等において不正行為があったと認定したときは、不正行為に係る者の氏名及び所属を公表しないことができる。

- 2 学長は、不正行為が行われなかつたと認定した場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。公表する場合、その内容には、不正行為は行われなかつたこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合はそのことも含む。），被告発者の氏名及び所属に加え、調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等を含むものとする。
- 3 学長は、不正行為が行われなかつたと認定した場合であつて、かつ、告発等が悪意に基づくものと認定した場合は、告発者の氏名及び所属を公表する。

第12条 この細則に定めるもののほか、研究活動における不正行為への対応に関し必要な事項は、学長が別に定める。

#### 附 則

この細則は、2007年6月13日から施行する。

#### 附 則（2007年細則第6号）

この細則は、2007年11月14日から施行する。

#### 附 則（2011年細則第3号）

この細則は、2011年6月8日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則（2011年細則第6号）

この細則は、2011年11月9日から施行し、2011年10月1日から適用する。

附 則（2013年細則第5号）

この細則は、2013年6月27日から施行し、2012年4月1日から適用する。

附 則（2015年細則第2号）

この細則は、2015年3月10日から施行する。

附 則（2016年細則第6号）

この細則は、2016年11月9日から施行する。